

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等
に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 外国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例について、特定の基準所得金額の課税の特例における基準所得税額から除かれる所得税の額の計算に関する規定を定めることとする。(第7条、第10条、第14条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和7年1月1日から施行することとする。(附則関係)